

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について（概要）

1 改正理由

行政不服審査法施行令が改正され（R3. 2. 15 施行）、行政不服審査法に基づく審査請求については審査請求書への押印が廃止され、総務省自治行政局公務員部からは、申請書等への押印は原則不要とするよう通知があった（R3. 3. 17 総行公第 21 号）。

また、不利益処分についての審査請求に関する人事院規則においても、押印を廃止とする改正が行われたため、本県における行政手続等に係る押印見直し方針も踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正内容

審査請求書等への押印を廃止する。

書面	改正内容	関係規定
審査請求書	審査請求人及び代理人の押印を廃止。	第 4 条 第 1 項、第 2 項
宣誓書・口述書	証人の押印を廃止。	第 45 条第 2 項 第 50 条第 3 項
口頭審理調書・ 準備手続調書・ 審尋調書	人事委員会の委員等及び作成した職員の押印を廃止し、調書の記載事項に、委員等及び職員の氏名を加える（新設 第 61 条第 3 項第 6 号）。 あわせて、職員に係る当該規定を引用している第 1 条について改正。	第 61 条 第 2 項、第 3 項 第 1 条
裁決書	人事委員会の委員全員の押印を廃止し、裁決書の記載事項に委員全員の氏名を加える（新設 第 64 条第 4 号）。	第 64 条
再審請求書	再審請求人を「再審を請求する当事者」と定義し、再審請求人の押印を廃止。	第 70 条第 1 項
代理人の資格を 証明する書面等	下記書面への審査請求人等の押印を廃止。 ・代理人の資格を証明する書面 ・地位承継の届出書及び申出書 ・審査請求取下書 ・併合の代表者に係る届出書 ・代理人の選任及び解任届 ・証人欠席届	第 76 条 第 4 項、第 5 項、 第 6 項、第 7 項

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行年月日

令和 3 年 10 月 1 日